

「踊ろう！みんなで う～まちゃん」ソング及びダンス取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「踊ろう！みんなで う～まちゃん」ソング及びダンス（以下「う～まちゃんダンス」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、う～まちゃんダンスとは、別紙の歌詞及び「美し国おこし・三重」実行委員会が指定する楽譜・楽曲（以下「歌詞等」という。）並びに、歌詞等により演奏又は歌唱されたもの、歌詞等に合わせた振付け又は踊りなど全てをいう。

(著作権、管理主体)

第3条 う～まちゃんダンスの著作権は、「美し国おこし・三重」実行委員会が所有する。

2 う～まちゃんダンスの管理は、「美し国おこし・三重」実行委員会が行うものとする。

(使用条件)

第4条 う～まちゃんダンスは、「美し国おこし・三重」の取組がめざす自立・持続可能で元気な地域づくりに資する場合には、営利又は非営利を問わず自由に使用できるものとする。

2 う～まちゃんダンスを使用する場合には、事前に「美し国おこし・三重」実行委員会事務局に連絡し、了承を得るものとする。

(使用料)

第5条 う～まちゃんダンスの使用は、無償とする。

(使用上の順守事項)

第6条 う～まちゃんダンスの取扱いは、使用者の責任において行うものとする。

2 「美し国おこし・三重」の取組がめざす自立・持続可能で元気な地域づくりの理念に反する使用、またはう～まちゃんダンスのイメージを損なう使用はしないこととする。

3 上記2に反した使用がなされる恐れのある場合、「美し国おこし・三重」実行委員会は使用者に対し、その使用を差し止めることができるものとする。

4 上記3により、使用者に損害が生じた場合も「美し国おこし・三重」実行委員会はその責を負わないものとする。

(その他)

第7条 う～まちゃんダンスの適正な使用に関し、この他必要な事項については、別途定めるものとする。